附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

二　総領事館

区分 ＼ 号別月額	［略］	19号	20号	［略］	22号	23号	24号	25号	26号	［略］
		円	円		円	円	円	円	円	
		364,700	342,700		298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	
国地の別 アジア			コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ		広州 上海 青島	スラバヤ	メダン チェンマイ 済州 釜山 ダバオ	デンパサール ホーチミン ペナン		
国地の別 大洋州								シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド		
国地の別 北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール			
国地の別 中南米		マナウス				クリチバ サンパウロ レオン				
国地の別 欧州			ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク		サンクトペテルブルク	エディンバラ	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ		
国地の別 中東			ジッダ			ドバイ	イスタンブール			
国地の別 アフリカ										

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

二　総領事館

区分 ＼ 号別月額	［同上］	19号	20号	［同上］	22号	23号	24号	25号	26号	［同上］
		円	円		円	円	円	円	円	
		364,700	342,700		298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	
国地の別 アジア		ムンバイ	コルカタ チェンナイ ベンガルール		広州 上海 青島	スラバヤ	メダン チェンマイ 済州 釜山 ダバオ	ホーチミン ペナン	デンパサール	
国地の別 大洋州								シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド		
国地の別 北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール			
国地の別 中南米		マナウス			クリチバ サンパウロ	レオン				
国地の別 欧州		ウラジオストク	ハバロフスク		サンクトペテルブルク ユジノサハリンスク	エディンバラ	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ		
国地の別 中東		ジッダ				ドバイ		イスタンブール		
国地の別 アフリカ										

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。